

項目番号	16-02-03-03	大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育振興
		細項目	就学費援助制度				
		小委員会	教育文化	専門部会	教育	分科会	学務

	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町
担当部署	学校教育部学校教育課学務担当	管理課学校教育係	教育委員会管理課学校教育担当	教育委員会管理課	教育委員会管理課学校教育係	管理課学校教育係
根拠法令等	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、学校給食法、学校保健法	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律			補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律
根拠条例・規則・要綱等	釧路市就学援助事務処理要領	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱	要保護準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱	要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱	要保護及び準要保護児童生徒認定に関する取扱要綱並びに音別町就学援助費支給事務処理要領
事業費負担割合	市町村 1/2 国 1/2 北海道 1/2 その他	市町村 1/2 国 1/2 北海道 1/2 その他	市町村 1/2以内 国 1/2以内 北海道 1/2以内 その他	市町村 1/2 国 1/2 北海道 1/2 その他	市町村 1/2 国 1/2 北海道 1/2 その他	市町村 1/2 国 1/2 北海道 1/2 その他

「課題」と「特記事項」の記載にあたっては、1、2、3と付番し、住民に分りやすい表現で箇条書きとしてください。また、「調整方針(案)」については、選択案とした「方向性」・「時期」のを に塗りつぶしてください。

課題(合併する場合の問題点など)	調整方針(案)		特記事項(調整作業にあたっての留意事項や経過措置内容など)
	方向性	時期	
<p>(調整すべき事項)</p> <p>1. 学校教育法に基づく制度としては、同一であるが援助項目に差がある。</p> <p>援助項目数                      釧路市 12                      釧路町 7                      阿寒町 9                      鶴居村 6                      白糠町 5                      音別町 4</p> <p>項目内容                      通学費(釧路市・阿寒町のみ)                      宿泊学習費(釧路市・阿寒町のみ)                      医療費(釧路市のみ)                      卒業アルバム代(釧路市のみ)                      修学旅行小遣銭(釧路市のみ)                      校外活動費(鶴居村・白糠町・音別町なし)</p>	<p><b>統合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>同一内容</b> .....制度(事業)は複数あるが同一内容であり、現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> <li><b>一本化</b> .....釧路市の制度(事業)に一本化し、新市へ引き継ぐ。現行、1市町村単独実施の制度(事業)の継承を含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併時</li> <li>経過措置(____年程度)</li> <li>合併時</li> <li>経過措置(____年程度)</li> </ul>	<p>(調整方針)</p> <p>統合・一本化(合併時)とする。</p> <p>1. 新市において援助項目を釧路市に一本化し、見直し整備する必要がある。</p>
	<p><b>再編</b> .....現行には基づかず、新たな制度(事業)に再編する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併時</li> <li>経過措置(____年程度)</li> </ul>	
	<p><b>廃止</b> .....「統合」も「再編」も行わず、現行制度(事業)を廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併時</li> <li>経過措置(____年程度)</li> </ul>	
	<p><b>調整猶予</b> .....現行どおり複数または単独の制度(事業)を地域ごとに存続し、新市において調整する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猶予期間(____年程度)</li> </ul>	
	<p><b>その他</b> .....上記区分のいずれにも該当しない調整。 (その内容)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併時</li> <li>経過措置(____年程度)</li> </ul>	

項目番号	16-02-03-05	大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育振興
		細項目	遠距離児童・生徒通学費補助制度				
		小委員会	教育文化	専門部会	教育	分科会	学務

	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町
担当部署	学校教育部学校教育課学務担当	管理課学校教育係	教育委員会管理課学校教育担当	教育委員会管理課	教育委員会管理課学校教育係	管理課学校教育係
根拠法令等						へき地教育振興法
根拠条例・規則・要綱等		遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱		遠距離通学費助成規則	白糠町児童生徒通学費補助金交付要綱	
事業費負担割合	市町村 100% 国 北海道 其他	市町村 100% 国 北海道 其他	市町村 1/2 国 1/2 北海道 其他	市町村 100% 国 北海道 其他	市町村 100% 国 北海道 其他	市町村 100% 国 北海道 其他

「課題」と「特記事項」の記載にあたっては、1、2、3と付番し、住民に分りやすい表現で箇条書きとしてください。また、「調整方針(案)」については、選択案とした「方向性」・「時期」のを に塗りつぶしてください。

課題(合併する場合の問題点など)	調整方針(案)		特記事項(調整作業にあたっての留意事項や経過措置内容など)
	方向性	時期	
<b>(調整すべき課題)</b> 1. 6市町村の制度については同一であるが、それぞれの目的に合った経緯実態があり補助制度を維持することについて。	<b>統合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li> <b>同一内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>……制度(事業)は複数あるが同一内容であり、現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> </ul> </li> <li> <b>一本化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>……(市・町・村)の制度(事業)に一本化し、新市へ引き継ぐ。現行、1市町村単独実施の制度(事業)の継承を含む。</li> </ul> </li> </ul>	合併時 経過措置(____年程度)	<b>(調整方針)</b> 統合・同一内容(合併時)とする。  1. 6市町村の遠距離通学の実態を踏まえ、現行どおり新市へ引き継ぐ。
	<b>再編</b> ……現行には基づかず、新たな制度(事業)に再編する。	合併時 経過措置(____年程度)	
	<b>廃止</b> ……「統合」も「再編」も行わず、現行制度(事業)を廃止する。	合併時 経過措置(____年程度)	
	<b>調整猶予</b> ……現行どおり複数または単独の制度(事業)を地域ごとに存続し、新市において調整する。	猶予期間(____年程度)	
	<b>その他</b> ……上記区分のいずれにも該当しない調整。 (その内容) <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	合併時 経過措置(____年程度)	

項目番号	16-05-01-01	大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	図書館施設
		細項目	図書館の設置				
		小委員会	教育文化	専門部会	教育	分科会	社会教育

	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町
担当部署	生涯学習部 図書館	生涯学習課		生涯学習課	教育委員会社会教育課文化振興係	社会教育課社会教育施設係
根拠法令等	図書館法	社会教育法				図書館法
根拠条例・規則・要綱等	市立釧路図書館条例、市立釧路図書館条例施行規則、市立釧路図書館処務規程					音別町社会教育施設設置条例
事業費負担割合	市町村 100% 国 北海道 その他	市町村 100% 国 北海道 その他	市町村 国 北海道 その他	市町村 100% 国 北海道 その他	市町村 国 北海道 その他	市町村 100% 国 北海道 その他

「課題」と「特記事項」の記載にあたっては、1、2、3と付番し、住民に分りやすい表現で箇条書きとしてください。また、「調整方針(案)」については、選択案とした「方向性」・「時期」のを に塗りつぶしてください。

課題(合併する場合の問題点など)	調整方針(案)		特記事項(調整作業にあたっての留意事項や経過措置内容など)
	方向性	時期	
<b>(調整すべき課題)</b> 1. 6市町村における管理運営方式及びサービス面の均一化について 図書貸出・返却の統一化 図書館機能の充実	<b>統合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一内容 ……制度(事業)は複数あるが同一内容であり、現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> <li>一本化 ……(市・町・村)の制度(事業)に一本化し、新市へ引き継ぐ。 現行、1市町村単独実施の制度(事業)の継承を含む。</li> </ul>	合併時 経過措置(____年程度)  合併時 経過措置(____年程度)	<b>(調整方針)</b> 統合・一本化(合併時)とする。  1. 地域事情もあることから現行のまま新市に引き継ぐ。  2. 6市町村それぞれで担当所管、運営方式及びサービス面で差異があることから、当面現状を維持しつつ新市において図書館システムの再構築を図る必要がある。  コンピューターシステムの一元化を図る。 ・図書館関係資料等の統一管理。 ・どの地域においても貸出・返却が可能となる。 ・在庫の検索が容易になる。  現釧路市立図書館を本館とし、各地域図書館、図書室を分館(分室)とする。 ・開館時間・休館日は、統一する。
	<b>再編</b> ……現行には基づかず、新たな制度(事業)に再編する。	合併時 経過措置(____年程度)	
	<b>廃止</b> ……「統合」も「再編」も行わず、現行制度(事業)を廃止する。	合併時 経過措置(____年程度)	
	<b>調整猶予</b> ……現行どおり複数または単独の制度(事業)を地域ごとに存続し、新市において調整する。	猶予期間(____年程度)	
	<b>その他</b> ……上記区分のいずれにも該当しない調整。 (その内容) <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	合併時 経過措置(____年程度)	

項目番号	16-05-02-01	大項目	教育・文化			中項目	社会教育の状況			小項目	公民館施設		
		細項目	公民館の設置										
		小委員会	教育文化			専門部会	教育			分科会	社会教育		

	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町
担当部署	生涯学習部生涯学習センター	生涯学習課社会教育係	教育委員会生涯教育課社会教育担当		教育委員会社会教育課文化振興係	
根拠法令等	社会教育法 第42条(公民館類似施設)	社会教育法			社会教育法	
根拠条例・規則・要綱等		釧路町公民館設置条例	阿寒町公民館設置管理条例・規則		白糠町公民館条例 同施行規則	
事業費負担割合	市町村 100% 国 北海道 其他	市町村 100% 国 北海道 其他	市町村 100% 国 北海道 其他	市町村 国 北海道 其他	市町村 100% 国 北海道 其他	市町村 国 北海道 其他

「課題」と「特記事項」の記載にあたっては、1、2、3と付番し、住民に分りやすい表現で箇条書きとしてください。また、「調整方針(案)」については、選択案とした「方向性」・「時期」のを に塗りつぶしてください。

課題(合併する場合の問題点など)	調整方針(案)		特記事項(調整作業にあたっての留意事項や経過措置内容など)
	方向性	時期	
<b>(調整すべき課題)</b> 1. 釧路町、阿寒町、白糠町の3町のみでの設置であるが、それぞれ地域の事情が考慮され、現在の設置形態となった状況がある。 2. 釧路市、鶴居村、音別町では、その他社会教育施設で対応してきている。	<b>統合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li> <b>同一内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>……制度(事業)は複数あるが同一内容であり、現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> </ul> </li> <li> <b>一本化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>……(市・町・村)の制度(事業)に一本化し、新市へ引き継ぐ。現行、1市町村単独実施の制度(事業)の継承を含む。</li> </ul> </li> </ul>	合併時 経過措置(____年程度)	<b>(調整方針)</b> 統合・一本化(合併時)とする。  1. 現状の地域ごとの施設をそのままに存置し、新市に引き継ぐ。  2. 3市町村の施設については、各地域の歴史的、地域的な背景から設置された経緯を踏まえ、新市における公民館活動については、既施設での対応が可能である。
	<b>再編</b> ……現行には基づかず、新たな制度(事業)に再編する。	合併時 経過措置(____年程度)	
	<b>廃止</b> ……「統合」も「再編」も行わず、現行制度(事業)を廃止する。	合併時 経過措置(____年程度)	
	<b>調整猶予</b> ……現行どおり複数または単独の制度(事業)を地域ごとに存続し、新市において調整する。	猶予期間(____年程度)	
	<b>その他</b> ……上記区分のいずれにも該当しない調整。 (その内容) <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	合併時 経過措置(____年程度)	



項目番号	16-06-02-06	大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	芸術・文化振興
		細項目	芸術・文化団体				
		小委員会	教育文化	専門部会	教育	分科会	社会教育

	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町
担当部署	生涯学習部生涯学習センター	生涯学習課社会教育係	生涯教育課社会教育担当	教育委員会生涯学習課	教育委員会社会教育課文化振興係	社会教育課社会教育係
根拠法令等						
根拠条例・規則・要綱等	釧路市文化振興条例					
事業費負担割合	市町村 100% 国 北海道 その他	市町村 100% 国 北海道 その他	市町村 国 北海道 その他	市町村 国 北海道 その他	市町村 100% 国 北海道 その他	市町村 100% 国 北海道 その他

「課題」と「特記事項」の記載にあたっては、1、2、3と付番し、住民に分りやすい表現で箇条書きとしてください。また、「調整方針(案)」については、選択案とした「方向性」・「時期」のを に塗りつぶしてください。

課題(合併する場合の問題点など)	調整方針(案)		特記事項(調整作業にあたっての留意事項や経過措置内容など)
	方向性	時期	
<b>(調整すべき課題)</b> 1. 6市町村毎の文化協会の取り扱いについて	<b>統合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li> <b>同一内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>……制度(事業)は複数あるが同一内容であり、現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> </ul> </li> <li> <b>一本化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>……(市・町・村)の制度(事業)に一本化し、新市へ引き継ぐ。 現行、1市町村単独実施の制度(事業)の継承を含む。</li> </ul> </li> </ul>	合併時 経過措置(____年程度)	<b>(調整方針)</b> 調整猶予(猶予期間1年程度)とする。 1. 新市において新たに文化協会を発足し、現状6市町村の協会、協議会を加盟団体に位置づける。 2. 現行6市町村毎の文化協会加盟団体は、639団体あるが類似するサークル等もあり条件が合致するならば統合化する方向も考えられる。 3. 加盟団体の中には、それぞれ歴史的、伝統的なことから設立され、今日まで伝承されてきて経緯を踏まえ地域に存続すべき団体もある。
	<b>再編</b> ……現行には基づかず、新たな制度(事業)に再編する。	合併時 経過措置(____年程度)	
	<b>廃止</b> ……「統合」も「再編」も行わず、現行制度(事業)を廃止する。	合併時 経過措置(____年程度)	
	<b>調整猶予</b> ……現行どおり複数または単独の制度(事業)を地域ごとに存続し、新市において調整する。	猶予期間( 1 年程度)	
	<b>その他</b> ……上記区分のいずれにも該当しない調整。 (その内容) <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	合併時 経過措置(____年程度)	

項目番号	16-07-02-02	大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツ振興																		
		細項目	スポーツ団体																						
		小委員会	教育文化	専門部会	教育	分科会	社会体育																		
	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町																			
担当部署	生涯学習部スポーツ課スポーツ担当	スポ - ツ課振興係	教育委員会生涯教育課社会体育担当	教育委員会生涯学習課	教育委員会社会体育課体育振興係	社会教育課スポーツ係																			
根拠法令等						スポーツ振興法																			
根拠条例・規則・要綱等					白糠町体育協会会則																				
事業費負担割合	市町村	国	北海道	その他	市町村	100%	国	北海道	その他	市町村	100%	国	北海道	その他	市町村	100%	国	北海道	その他	市町村	86%	国	北海道	その他	14%

「課題」と「特記事項」の記載にあたっては、1、2、3と付番し、住民に分りやすい表現で箇条書きとしてください。また、「調整方針(案)」については、選択案とした「方向性」・「時期」のを に塗りつぶしてください。

課題(合併する場合の問題点など)	調整方針(案)		特記事項(調整作業にあたっての留意事項や経過措置内容など)
	方向性	時期	
<b>(調整すべき課題)</b> 1. 6市町村毎の体育協会の取り扱いについて 2. 体育協会加盟スポーツ団体について	<b>統合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li> <b>同一内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>……制度(事業)は複数あるが同一内容であり、現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> </ul> </li> <li> <b>一本化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>……(市・町・村)の制度(事業)に一本化し、新市へ引き継ぐ。                              現行、1市町村単独実施の制度(事業)の継承を含む。</li> </ul> </li> </ul>	合併時 経過措置(____年程度)	<b>(調整方針)</b> 調整猶予(猶予期間1年程度)とする。  1. 各団体については、現状のまま存続することとする。 2. 新市において新たに体育協会を発足し、現状6市町村毎の協会を新体育協会下部組織とする方法も考えられる。 3. 現行の各体育協会加盟のスポーツ団体は128団体あるが、それぞれの団体間で統合について調整していただくことが望ましい。
	<b>再編</b> ……現行には基づかず、新たな制度(事業)に再編する。	合併時 経過措置(____年程度)	
	<b>廃止</b> ……「統合」も「再編」も行わず、現行制度(事業)を廃止する。	合併時 経過措置(____年程度)	
	<b>調整猶予</b> ……現行どおり複数または単独の制度(事業)を地域ごとに存続し、新市において調整する。	猶予期間( 1 年程度)	
	<b>その他</b> ……上記区分のいずれにも該当しない調整。 (その内容) <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	合併時 経過措置(____年程度)	